

千葉県庁エコオフィスプラン

～千葉県地球温暖化防止対策実行計画（第2次）～

1 基本的事項

1. 1 策定の趣旨（背景・位置付け）
1. 2 計画の目的
1. 3 計画の期間
1. 4 計画の基準年度
1. 5 計画の対象

2 温室効果ガスの排出量等の現況

3 目標

3. 1 温室効果ガス削減の目標
3. 2 項目別の削減目標

4 重点的な取組

5 推進と点検・評価

5. 1 計画の推進体制
5. 2 計画の点検、評価
5. 3 実施状況の公表

平成19年3月

千葉県

1 基本的事項

1.1 策定の趣旨（背景・位置付け）

本計画は、地球温暖化防止対策の一層の推進を図るため、「千葉県地球温暖化防止計画」及び「環境マネジメントシステム」を踏まえ、県自らの事務・事業に係る地球温暖化防止に関する取組について、地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「推進法」という)第21条に規定する実行計画として策定するものです。

1.2 計画の目的

県の事務・事業の実施に際し、温室効果ガスの排出抑制等の地球温暖化防止に向けた取組を計画的に実行し、温室効果ガスの排出を抑制することを目的とします。

地球温暖化は、自然の生態系や人類に深刻な影響を及ぼすものであり、その影響の大きさや深刻さからみて、人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題とされています。

地球温暖化防止には温室効果ガスの削減が不可欠であり、県では平成18年6月に「千葉県地球温暖化防止計画」（平成12年策定）を見直し、「ちばCO₂CO₂ダイエット計画」としてあらためて、県民・事業者・行政が一体となって地球温暖化防止の取組を推進しています。

なかでも、県は職員数や事業量などからみて、県内において有数の経済主体であり、自らの事務・事業に伴って排出される温室効果ガスの排出量を削減することが必要です。また、地域の事業者等に環境保全活動を促す行政としての立場から、率先して環境に配慮した取組を実践することが求められています。

そこで、県では、平成14年8月に「千葉県地球温暖化防止対策実行計画」（以下「第1次計画」という。）を策定し、県自らの事務・事業による温室効果ガスの排出削減等に向けた取組を計画的に実行し、推進に努めてきたところです。

このたび、第1次計画の期間が終了することに伴い、これまでの実績を踏まえて、「千葉県庁エコオフィスプラン～千葉県地球温暖化防止対策実行計画（第2次）～」を策定し、引き続き取組の推進に努めます。

1.3 計画の期間

平成19年度から平成22年度の4年間とします。

※計画期間の終期は、千葉県地球温暖化防止計画（ちばCO₂CO₂ダイエット計画）と同様、京都議定書の第1約束期間（2008～2012年）の中間年である2010（平成22）年とします。

1.4 計画の基準年度

平成12年度を基準年度とします。

※第1次計画からの状況を継続的に把握していきます。

1.5 計画の対象

(1) 対象とする温室効果ガス

推進法で定められた温室効果ガスのうち①二酸化炭素(CO₂)、②メタン(CH₄)、③一酸化二窒素(N₂O)、④ハイドロフルオロカーボン(HFC)とします。

パーフルオロカーボン(PFC)、六フッ化硫黄(SF₆)については、排出の実態がほとんどなく、排出実態の把握が困難なため除外します。

(2) 対象とする組織・事務事業の範囲

原則として次の対象機関において実施する事務・事業とします。

他者への委託等により実施する事務・事業については対象外としますが、温室効果ガスの排出抑制等のための取組を行うよう要請するものとします。

- ア 知事部局の本庁及び出先機関
- イ 出納局
- ウ 水道局の本局及び出先機関
- エ 企業庁の本庁及び出先機関
- オ 病院局の本局及び出先機関
- カ 議会事務局
- キ 教育庁の本庁及び出先機関、教育機関
- ク 警察本部及び千葉市警察部、警察学校、警察署（警察業務を除く）
- ケ 監査委員事務局
- コ 人事委員会事務局
- サ 労働委員会事務局
- シ 海区漁業調整委員会事務局
- ス 収用委員会事務局

なお、警察業務の一部については、それらの業務の特性を考慮し、排出算定に含めないものとします。

2 温室効果ガスの排出量等の現況

～第1次計画の達成状況～

平成17年度における県の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出量は合計で95,284トン(二酸化炭素換算)であり、基準年度(平成12年度)の排出量より7.1%削減となり、当初の第1次計画の目標である基準年度(平成12年度)比5%削減を達成しています。

なお、エネルギー種別の削減状況は、電気が1.1%削減、庁舎等燃料12.5%削減、公用車燃料(ガソリン・軽油)が10.1%削減となりました。

また、エネルギー種別の排出量が全体に占める割合は、電気55%、庁舎等燃料32%、公用車燃料4%と電気が半分以上を占めています。

<温室効果ガスの排出状況>

●全体の排出状況及び削減率

(単位 t-CO2)

基準年度 (平成12年度)	平成17年度	削減率	第1次計画目標
102,620	95,284	7.1%削減	5%削減

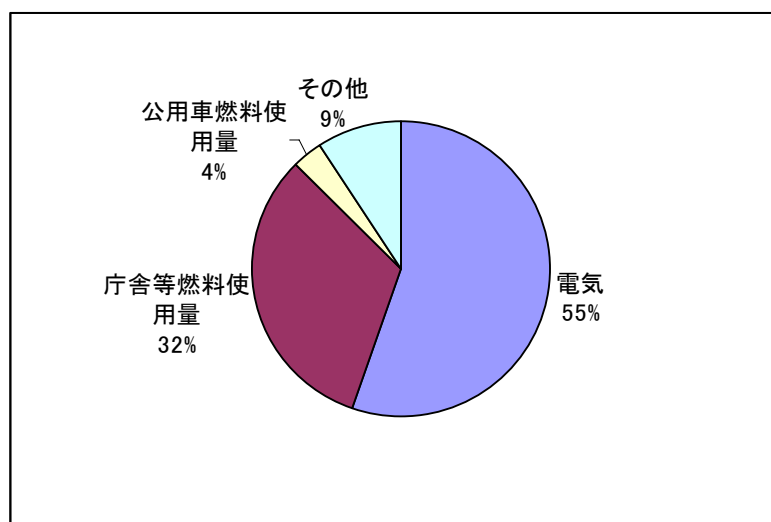
●エネルギー種別排出状況及び削減率

(単位 t-CO2)

エネルギー種別	基準年度 (平成12年度)	平成17年度	削減率
電気使用	53,285	52,702	1.1%削減
庁舎等燃料使用	34,943	30,564	12.5%削減
都市ガス	16,758	16,252	
LPGガス	2,291	1,999	
灯油	7,684	5,998	
A重油	8,068	6,185	
ガソリン	46	55	
軽油	96	75	
公用車燃料使用	3,753	3,373	10.1%削減
ガソリン	2,778	2,524	
軽油	975	849	
その他(船舶・農耕地等)	10,639	8,646	18.7%削減

※第1次計画では、警察業務及び病院等の公営企業業務の一部を算定から除いています。

<エネルギー種別排出割合>



3 目 標

3.1 温室効果ガス削減の目標

県の事務・事業に伴う温室効果ガス排出量を平成12年度（二酸化炭素換算量195,254トン）に比べ、平成22年度までに8%の削減を目指します。

3.2 項目別の削減目標

エネルギー種別使用量の削減目標

項目	目標
電気使用量	庁舎等における電気使用量を5%削減します。
庁舎等燃料使用量	庁舎等における都市ガス、灯油、重油等の燃料使用量を15%削減します。
公用車燃料使用量	公用車燃料(ガソリン及び軽油)の使用量を15%削減します。

※温室効果ガス排出量の算定はできないが、取組の推進が排出量削減に間接的に効果をもたらす取組の目標

水道使用量	水道使用量を15%削減します。
用紙使用量	コピー用紙及び印刷物の紙使用量を25%削減します。
廃棄物	庁舎等からのごみの排出量を5%削減します。
環境配慮物品の調達	事務用品の環境配慮物品の調達率を100%とします。

4 重点的な取組

県自らの活動に伴う環境負荷を低減させるため次の取組を重点的に推進します。
具体的な取組については、環境マネジメントシステムに定め実施します。

職員による省エネ活動推進

日常の事務・事業における省エネ等の徹底

ESCO事業等省エネルギー対策の推進

省エネ改修（省エネルギー診断、ESCO事業）
エネルギー監視システムの導入

新エネルギー対策の推進

新エネルギー等の導入促進（マイクロ水力発電等）

公用車に関する取組の推進

環境にやさしい自動車の導入
エコドライブ10の実践

公共事業における環境影響の低減

環境に配慮した工事の実施
建設副産物のリサイクルの推進
環境に配慮した資材の使用

緑化の推進

敷地内や建物の屋上・壁面の緑化の推進

●職員による省エネ活動推進

日常の事務・事業における省エネ等の徹底

<日常の事務・事業における省エネ等の徹底>

第1次計画では、日常の事務・事業におけるエネルギー削減に関しては、全体的には概ね順調に改善が図られました。

今後とも、事務・事業における環境負荷の一層の低減のため、パソコンや照明の電気使用削減やふんわりアクセル e スタートなどのエコドライブの実践・徹底、環境配慮物品調達の推進、両面使用や裏紙使用によるコピー用紙や印刷物の削減、分別収集など廃棄物の排出抑制（リサイクル）等を進めることにより、環境負荷の一層の低減に努めていきます。

●ESCO事業等省エネルギー対策の推進

省エネ改修の推進（省エネルギー診断、ESCO 事業） エネルギー監視システムの導入

<省エネ改修の推進>

二酸化炭素排出量の多い県有施設を中心に、効果的・効率的な省エネルギー化と二酸化炭素排出量の削減を図るため、省エネルギー診断の実施やESCO事業の導入を進めます。

平成16年度に実施した「県有施設におけるESCO事業導入方針策定調査」結果を基にして、施設の今後の管理のあり方との調整を図りながら、省エネルギー手法、効果、事業収支等を検討した結果、平成18年度には県有施設で初めて「さわやかちば県民プラザ」へのESCO導入を決定し、平成20年度の運用開始に向けて準備をすすめています。

今後、県としてのESCO事業導入に係る経験やノウハウを積極的に事業者等に提供し、民間における導入促進にも努めます。

<エネルギー監視システムの導入>

平成18年度に合同庁舎や県立高等学校等10箇所に、電気使用量をパソコンにリアルタイムで表示し、設定した電気使用量を超えた場合、警報をメールで職員に通知するエネルギー監視システムを導入しました。

電気量などデータの収集・分析を行い、電気量の節減やCO₂の削減効果の検討を行い、他の県有施設への導入や温暖化防止の啓発に活用します。

●新エネルギー対策の推進

新エネルギー等の導入促進（マイクロ水力発電等）

<新エネルギー等の導入促進>

化石燃料に代わる太陽光や風力などの新エネルギー等を活用した発電設備等について、県有施設への導入を進めます。

※現在の導入状況と今後の導入予定

太陽熱利用	国際総合水泳場
風力発電	袖ヶ浦海浜公園内・県立千葉西高校
マイクロ水力発電	水道局幕張給水場・妙典給水場
太陽光発電	警察本部新庁舎・水道局ちば野菊の里浄水場

●公用車に関する取組の推進

環境にやさしい自動車導入 エコドライブ10の実践

<環境にやさしい自動車の導入>

公用車の導入総数に占める環境にやさしい自動車（県の環境配慮物品調達方針で定める自動車：低燃費かつ低排出ガス車）の導入割合を100%とします。ただし、特殊自動車等規定する車両がないものを除きます。

県の環境配慮物品調達方針で規定する自動車がない特殊自動車等を購入する際は、できる限り環境への負荷の少ないものの購入に努めます。

<エコドライブ10の実践>

エコドライブは、燃料消費量を削減するとともに地球環境保全につながります。

公用車の運転において、エコドライブ普及連絡会で定めるエコドライブ10のすすめを実践します。

- ① ふんわりアクセル『eスタート』
- ② 加減速の少ない運転
- ③ 早めのアクセルオフ
- ④ エアコンの使用を控えめに
- ⑤ アイドリングストップ
- ⑥ 暖機運転は適切に
- ⑦ 道路交通情報の活用
- ⑧ タイヤの空気圧をこまめにチェック
- ⑨ 不要な荷物は積まずに走行
- ⑩ 駐車場所に注意

●公共事業における環境影響の低減

環境に配慮した工事の実施
建設副産物のリサイクルの推進
環境に配慮した資材の使用

請負業者から「環境に配慮した工事実施計画」を提出させ、記載の充実を図るとともに、施工にあたって適切に実施されているかを確認します。

また、「千葉県建設リサイクル推進計画2003ガイドライン」により、建設副産物のリサイクルを徹底するため、建設工事の初期段階から実施段階の各段階において検討・チェックを行います。

溶融スラグやエコセメント、間伐材等環境に配慮した資材を利用します。

●緑化の推進

敷地内や建物の屋上・壁面の緑化の推進

県が所有、管理する施設等について、敷地内及び建物の屋上や壁面の緑化に努めます。

5 推進と点検・評価

本計画を効果的・継続的に実施するため、具体的な取組については、環境マネジメントシステムに定めます。また、環境マネジメントシステムの推進体制により実施・運用し、システムのPDCAサイクルを基本として点検・評価を行い、計画の推進を図ります。

5.1 計画の推進体制

本計画は、環境マネジメントシステムの推進体制により、実施・運用することにより、その実効性を確保します。

5.2 計画の点検、評価

環境マネジメントシステムのPDCAサイクルを基本として、毎年度活動量を調査・温室効果ガス排出量の算定を行い、目的・目標の進捗状況を把握し、必要に応じ計画の見直しを行います。

※県自らの活動に伴う環境負荷を低減させるための取組は、随時改良し、環境マネジメントシステムにおけるプログラムに定めます。

5.3 実施状況の公表

計画の進捗状況及び点検結果について、毎年度公表します。